

新宿区地域公共交通会議設置要綱等の一部改正について

1 改正理由等

令和 5 年 1 0 月 1 日に「道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）の一部を改正する法律」が施行され、従来地域公共交通会議にて協議されていた協議運賃について、複数の関係する事業者や関係する事業者団体が含まれる地域公共交通会議で協議することは、公正な競争を阻害するおそれが生じるため、独占禁止法に抵触しない形で協議が必要となりました。

このため、令和 6 年 5 月 9 日開催の交通会議（第 1 回）では、「交通会議設置要綱第 2 条に規定する交通会議での協議事項から、「運賃・料金」を削除する一部改正」が議決されるとともに、「独占禁止法に抵触しない形で協議する会議体（道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議会）については、必要な規定等の整備を別途検討します」としていました。

これらのことから今回、独占禁止法に抵触しない形で協議する会議体（道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議会）について、必要な規定を整備して新設するため、交通会議設置要綱及び分科会設置要領の一部を改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 新宿区地域公共交通会議設置要綱（改正案は資料 3 - 2 のとおり）

第 6 条

第 2 項 道路運送法第 9 条第 4 項に規定する運賃等の協議は、分科会等で行う旨の規定を加える。

(2) 新宿区地域公共交通会議分科会等設置要領（改正案は資料 3 - 3 のとおり）

第 2 条

分科会等の所掌事務に、協議運賃の協議を加える。

第 3 条

第 1 項 分科会等の組織として、協議運賃分科会を新設する。

第 3 項 協議運賃分科会の委員を規定する。

第 5 条

第 1 項 協議運賃分科会の分科会長を規定する。

3 関係条文の抜粋（参考）

(1) 道路運送法

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 略

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。